

病児保育利用のご案内

毎年申請が必要ですよ!!

■ 病児保育とは

病児保育とは、病気のためお子さんが教育・保育施設の利用や一時預かり保育の利用など集団生活が困難な場合に、一時的にそのお子さんをお預かりするものです。

■ 対象となるお子さん（対象年齢：6か月～おおむね10歳未満）

病気であり入院の必要はないけれど、安静の必要があるために教育・保育施設や一時預かり保育の利用ができず、保護者の方が、仕事・病気・傷病・出産・冠婚葬祭などのため家庭で保育ができない場合で、かかりつけ医から病児保育の実施が可能であると判断されたときに利用できます。（町外のお子さんも利用可）

■ 病児保育実施施設

おひさまにこにこクリニック
所在地：多可郡多可町中区天田 43-1
電話：0795-30-0130



ホームページ



LINE
公式アカウント

診療・予防接種・病児保育などのお知らせを発信されています。

■ 利用定員（1日あたり）

2名

■ 利用日および利用時間（おひさまにこにこクリニックの休診日を除く）

月・水・木・金曜日：8:30～18:30

火曜日、第3水曜日、土曜日：8:30～12:30

*初めて利用される方は9:00から利用可能です。（診察後お子さんをお預かりします）

■ 利用期間

1回につき連続7日まで



■ 利用料金（利用毎に、おひさまにこにこクリニックへお支払ください）

		利用料（町内）	利用料（町外）
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 市町村民税非課税世帯等*		0円	
上記以外の世帯	2時間未満	500円	750円
	2時間以上4時間未満	1,000円	1,500円
	4時間以上6時間未満	1,500円	2,250円
	6時間以上	2,000円	3,000円

*中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法による支援給付受給世帯及び当該年度（4月から6月までにおいては前年度。）における市町村民税非課税世帯

■ 利用方法

1. 多可町教育委員会 こども未来課へ事前登録します

利用するためには、事前登録が必要です。

「病児保育利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、こども未来課へご提出ください。

病児保育利用料減免対象世帯の方は、「病児保育利用料減免対象者確認申請書」に必要事項を記入のうえ、こども未来課へご提出ください。後日、「病児保育利用料減免対象者確認書」を送付いたします。

毎年申請が必要ですよ!!スマート申請がオススメです!!

スマート申請が初めての方



スマート申請を登録済みの方



2. 医療機関で受診します

受付時に病児保育を利用することを伝え、診察を受けてください。かかりつけ医（西脇市多可郡医師会）に「病児保育情報提供書」の記入（無料）をお願いしてください。

病児保育情報提供書の記入については、多可町と西脇市多可郡医師会で契約を結んでいます。

3. おひさまにここクリニックに電話予約をします

利用希望日の前日（空いていれば当日でも可）までに連絡し、おひさまのお名前、年齢、症状、利用したい日などを伝えてください。（受付時間：8:45～18:30）

4. 利用当日

「病児保育利用申請書」に必要事項を記入し、「病児保育情報提供書」を付けておひさまにここクリニックへご提出ください。病児保育利用料減免対象世帯の方は、「病児保育利用料減免対象者確認書」ご提示ください。＊おひさまにここクリニックで受診の場合、情報提供書は不要。

問診票をお渡ししますので、お子さまの健康状態を記入してください。診察後、お預かりします。

＊「病児保育利用料減免対象者確認書」の到着前にご利用なさる場合は、利用料を一端お支払いいただき、後日、「病児保育利用料減免対象者確認書」を提示し、返金を受けてください。

■ 利用当日お持ちいただくもの

▽必要書類（当日、おひさまにここクリニックに提出してください）

1. 病児保育利用申請書
2. 病児保育情報提供書
3. 病児保育利用料減免対象者確認書（病児保育利用料減免対象世帯の方）

▽持ち物

1. 健康保険証（コピー）・乳幼児医療費受給者証（コピー）、おくすり手帳
2. お薬・・・・・・・・・・かかりつけ医で処方していただいたお薬がありましたらお持ちください。（薬剤情報提供書もお持ちください）

お薬には名前を書いていただき、1日分のみお持ちください。

3. バスタオルまたはタオルケット
4. ハンドタオル、着替え一式（1～2組）
5. 汚れ物入れの袋・・・・・・・・・・ビニール袋やスーパーの袋など2～3枚
6. お弁当（お昼ごはん）、おやつ、お茶、イオン飲料など
7. コップ、スプーン、フォーク、おはし等

※持ち物には、すべて名前の記入をお願いします。

▽必要に応じて持参していただくもの

1. 紙おむつ（1日分）・・・・・・・・・・下痢の時は多めにお持ちください。
2. ミルク・哺乳瓶
3. ストロー付きマグ
4. 食事用エプロン



■ お願い

医師に病児保育は可能ではないと判断された場合や保護者の都合により利用を中止される場合は、利用取り消しの連絡を入れてください。

▽病状により、利用をお断りする場合があります。

▽利用中、お子さまの容体が変化した場合、クリニックで治療することがあります。

その場合、診療内容によって一部自己負担になる場合があります。

《事前登録申請先》

多可郡多可町中区中村町123（多可町役場3階）
多可町教育委員会こども未来課
TEL 32-2385

《病児保育実施施設》

多可郡多可町中区天田43-1
おひさまにここクリニック
TEL 0795-30-0130

